

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年12月21日
- 2 開会年月日、時間 令和4年12月26日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 14名  
うち農業委員8名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数  
・農業委員 7名  
小林 春代 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭 小林 広幸  
牧 けい子 関口 実夫  
・農地利用最適化推進委員 6名  
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男  
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名  
三田 和彦
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項  
議案 第23号 農用地利用集積計画の決定について  
報告 第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告 第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数8名 出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今より12月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、8番牧けい子委員、9番関口実夫委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第23号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号1について、13番鶴田委員より説明をお願い致します。

13 番鶴田委員：それでは説明させていただきます。

この案件ですが、地図は 1 ページの中ほどにあります。借受人の情報については以前の総会でも紹介等してきておりますので、ここでは省略しますので、よろしく願いいたします。

貸付人は経営規模縮小ということで借受人に依頼があり、借受人としても事務所から近いということで引き受けた、ということです。以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 について、13 番鶴田委員より説明をお願い致します。

13 番鶴田委員：番号 2 の場所は、地図の 1 ページの下の方に示されていまして、矢島地区のそばです。借受人は番号 1 と同じです。

申請地は遊休農地の判定がされている所です。矮性のリンゴが植えられています。

会長さんから借受人の方に紹介ということで話があったそうで、それから貸付人の方もぜひ借りていただきたい、ということで話がまとまったようです。

特段問題はないと思いますが、審議をお願い致します。

議長：私の方から補足させていただくと、現状の畑は、前の借受人が観賞用のリンゴを植えていたという状態で、それが藪に近いような状態になっています。

それで、借り受けた後は、今年度から始まった荒廃農地再生対策事業を活用して整備を進めたいと考えている、と聞いております。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。続いて、番号 3 について、4 番平松代理より説明願います。

4 番平松代理：貸付人は松村の方です。借受人は林の方で、この方については先月にも案件があり説明したので、労力や農機具などについての照会は割愛させていただきます。

両者の関係ですが、もともと、借受人は新規就農者の研修のための里親が東部にいらっしやったので松村地区や雁田地区にブドウ農園を展開しています。それで、借受人が冬の間の仕事としてブドウの棚建ての作業をしに貸付人の親戚の家へ行った時に、その本家で

ある今回の貸付人のお宅から、かなり手が回らなくなってきたのでやってもらえないかと相談を受けたそうで、借受人が引き受けることで話がまとまったそうです。

今回、賃借の契約期間が2年間と、少し短いと思われると思いますが、貸付人のお孫さんが今は学生で、もしかしたら戻ってくるかもしれないということで、とりあえず2年間としているそうです。その後については、もし貸付人側でやられなかったら、続けてまた耕作したいと話されています。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号3は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号3は決定とします。続いて、番号4について、私より説明致します。

議長：貸付人は大島の方です。借受人も大島の方で、農業法人として農業を行ってまして、現在は、議案書にあるように借受面積が5万5000㎡ということで、大規模にリンゴ栽培等を展開しています。

貸付人の方は高齢化で規模縮小を考えておられて、借り手を探していたところ、この方が借りるということで話がまとまりました。

借受期間は10年間ということで、引き続きリンゴ栽培を行うということです。

畑の場所について、地図は3ページになります。小布施橋を渡ってクリーンピア千曲が見えたところの手前を左に入ったところです。

以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号4については決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願い致します。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号4は決定とします。続いて、番号5について、15番関谷委員より説明をお願い致します。

15番関谷委員：貸付人は県外在住の方で、借受人の方は雁田にお住まいの方です。地図の4ページをご覧ください。雁田公会堂から西にございます農地が申請地になります。

作付けはブドウになります。貸付人の自宅からは道沿いで約300mのところですか。

借受人の方は主にブドウとリンゴ等を作っています。労力は本人と奥さんの2名ですが、短期で手伝いの方をお願いしているそうです。農機具は、軽トラ1台、SS1台、乗用草刈機1台、管理機1台等すべてお持ちで、問題はないと思われま。

今回の経緯ですが、貸付人の方は県外に在住でお仕事をされていますが、奥さんの実家が雁田にあって借受人とはご近所の間柄だったので耕作を依頼されたとお聞きしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 5 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 5 は決定とします。続いて、番号 6 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、雁中排水処理場の西側の区域内で、長野電鉄の線路の南の方に位置しています。

貸付人、借受人ともに中条の方です。平成 25 年 1 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容について、作付内容が変わりまして今後は栗を栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 6 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 6 は決定とします。続いて、番号 7 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 4 ページをご覧ください。申請地は、雁田山沿いのせせらぎ緑道の西側で、浄光寺の北側すぐの所です。

貸付人、借受人ともに雁田の方です。平成 30 年 1 月 1 日より 5 年間の使用貸借契約をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については前回同様、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 7 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 7 は決定とします。続いて、番号 8 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。申請地は、県道 66 号線沿い、栗が丘クリニックの西側に位置しています。

貸付人は大島の方、借受人は福原の方です。平成 25 年 2 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約をしていますが、1 月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については前回同様、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 8 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 8 は決定とします。続いて、番号 9 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 7 ページから 9 ページまでをご覧ください。申請地は、議案書の記載順に、1 筆目と 2 筆目が 7 ページで、1 筆目が高速バスの停留所の東、2 筆目が山王島雨水排水ポンプ場の南に位置しています。また、3 筆目から 5 筆目は 8 ページで、北岡地区の公会堂の南西、6 筆目は 9 ページで、浄照寺のある北部の集落から上信越自動車道の側道の脇にあります。

貸付人は山王島の方、借受人は六川の方ですが、両者は親子の関係です。平成 25 年 1 月 1 日より 10 年間の使用貸借契約で、親が子どもから借りるという形を取っています。今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については、7 ページの畑ではプラムとプルーン、8 ページの畑ではリンゴとプルーン、6 筆目はプルーンを、それぞれ栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 9 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 9 は決定とします。続いて、番号 10 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、雁中排水処理場の南の区域内にあります。

貸付人は町外にお住まいの方、借受人は須坂市の方です。平成 30 年 5 月 15 日から 4 年半の賃貸借契約をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については前回同様、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 10 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 10 は決定とします。続いて、番号 11 から番号 14 について、関連していますので、一括して事務局より説明願います。

事務局：地図は 1 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号の矢島沖交差点から東の区域内にある 2 筆と、JA ライスセンターの 1 本西側を走る農道の西側の 2 筆の計 4 筆です。

貸付人は案件順に、埼玉県、小布施町の羽場地区、高山村、長野市にお住まいです。借受人は中野市の方です。平成 28 年 5 月 1 日から 4 年半の賃貸借契約をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については、引き続き米を栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 11 から番号 14 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 11 から番号 14 は決定とします。続いて、番号 15 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 1 ページをご覧ください。申請地は、ライスセンターの北西で、先ほどの番号 13 および 14 の申請地だった農地のすぐ上の所です。

譲渡人は福原の方、譲受人は公益財団法人です。譲渡人は今年の 3 月末まで中野市の方に貸し付けていましたが、このほど、同じ方に売却して、所有権移転をする話がまとまりました。そのため、以前の賃貸借契約を更新せず、具体的な話を進めていくなかで長野県農業開発公社を通じて売買することになったもので、このたび、その用意が整ったので議案となっております。

申請地は水田で、新たな所有者となる方は、以前の借受人でありコメ農家ですので、所有権移転した後も変わらず米栽培が続けられることとなります。

今回は、譲渡人から長野県農業開発公社への申請を行い、来月以降、譲受人となる方に売り渡されることとなります。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 15 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 15 は決定とします。

議長：次に、報告第 12 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 10 ページをご覧ください。該当地は、国道 403 号線の都住交差点の南東に位置しており、市街化区域内にあります。

譲渡人は六川の方、譲受人は東町の方です。所有権移転を伴う転用となるため、法第 5 条の届出になります。譲受人が町内に住宅を建築し転居するため、届出があったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 11 ページをご覧ください。該当地は、くだもの街道から須坂市に至る手前の、雁田交差点のすぐ脇にあり、市街化区域内にあります。

譲渡人は伊勢町の方、譲受人は長野市の不動産事業者です。所有権移転を伴う転用となるため、法第 5 条の届出になります。合計 5 区画の宅地造成を行うため、届出があったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。該当地は、東町公会堂の向かいの所に位置しています。

譲渡人は東町の方、譲受人は長野市の不動産事業者です。所有権移転を伴う転用となるため、法第 5 条の届出になります。この土地の東側に隣接する既存宅地があり、これらを合わせた面積において、合計 2 区画の宅地造成を行うというないようで、そのための届出

がありました。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 13 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 3 ページをご覧ください。該当地は、千曲川を長野市の方へ渡った所の、クリーンピア千曲の南東の角に位置しています。

貸付人は大島の方、借受人は長野市にお住まいですが、両者は親子の関係です。所有するすべての農地について親子間での使用貸借契約を結んでいますが、このうち、該当地になっている 1 筆について、このたび第 3 者に貸し付けることとなったため、本契約を一部合意解約したものです。

詳細については、先ほどの議案第 23 号番号 4 において、議長より説明があったとおりです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会 (午後 2 時 36 分)

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。



令和4年12月26日

小布施町農業委員会長 島津忠昭

議事録署名委員 関口美夫

議事録署名委員 牧 けい子